

大津市避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)

大津市
令和元年6月

目次

第1章 基本的な考え方

1 趣旨	1
2 位置付け	1
3 構成	1
4 避難支援体制の整備方針	2
(1) 対象災害・地域	2
(2) 要配慮者の範囲	2
(3) 避難行動要支援者の範囲	3
(4) 避難支援等関係となる者	4
(5) 災害発生時の特徴的なニーズ	4
5 推進体制	4
6 関係機関等の役割	5
(1) 市の役割	5
(2) 自主防災組織、地区民児協、学区社協等の役割	6
(3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割	6

第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者の把握	8
(1) 市での情報の集約	8
(2) 県等からの情報の取得	8
2 避難行動要支援者名簿の作成	8
(1) 避難行動要支援者名簿の目的	8
(2) 避難行動要支援者名簿の種類	8
(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	8
(4) 情報収集方法	8
(5) 記載する内容	9
3 避難行動要支援者名簿の提供、管理	9
(1) 避難行動要支援者名簿の提供	9
(2) 避難行動要支援者名簿提供の目的	9
(3) 避難支援要支援者名簿（地域提供用）の提供先	9
(4) 避難行動要支援者名簿の適正管理	10
(5) 避難行動要支援者名簿の更新	10

第3章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制	11
(1) 市における避難支援体制	11
(2) 地域における避難支援体制	11
(3) 社会福祉施設等の避難支援体制	11
2 情報伝達体制の整備	11
(1) 避難行動要支援者への情報伝達	11
(2) 避難支援等関係者への情報伝達	12
(3) 避難支援関係機関への情報伝達	12
3 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及	13
4 避難支援訓練の実施	13
5 安否確認情報の収集体制	13
(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集	13
(2) 避難支援者等からの報告	13
6 避難支援等関係者の安全確保	13
(1) 避難支援等関係者等の対応原則	13
(2) 避難支援等関係者等の安全確保の措置	14
7 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援	14
(1) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供	14
(2) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先	14
(3) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止	14
8 避難場所及び避難経路	15
(1) 避難行動要支援者の避難場所	15
(2) 避難場所までの避難路の整備	15
9 避難後の避難行動要支援者への対応	15
(1) 避難行動要支援者の引継ぎ	15
(2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送	15

第4章 避難行動要支援者の個別計画の作成

1 個別計画の作成	16
(1) 個別計画作成にあたって	16
(2) 個別計画の内容	16
2 個別計画の共有、管理	17
(1) 個別計画の共有の範囲	17
(2) 個別計画の適正管理	17
3 個別計画の確認	17

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要配慮者支援体制	18
(1) 開設の周知	18
(2) 避難所との連携	18
(3) 支援体制の確認	18
(4) 対象者別に配慮した対応	18
2 福祉避難所	18
(1) 福祉避難所の指定	18
(2) 福祉避難所の確保	19
(3) 設置・運営等	19
3 在宅避難者等への対応	19
(1) 在宅避難者等の把握	19
(2) 避難環境への配慮	19
参考資料	
参考資料1 要配慮者の特徴	20
参考資料2 市の役割に伴う担当課	27
個別計画様式	30

第1章 基本的な考え方

1 趣旨

災害発生時は、行政による「公助」はもちろん、自分の身は自分で守る「自助」、身近な地域で助け合う「共助」こそが、被害を小さくする大きな力になり、避難行動要支援者の避難支援は、地域（近隣）の共助が大きな役割を担います。

災害による被害を未然に防止するためには、日ごろの防災対策が不可欠であり、災害に対する備えの有無が被害の規模を大きく左右すると言っても過言ではありません。防災対策の推進にあたっては総合的な取組が重要であり、中でも避難行動要支援者の避難支援対策は、大きな課題となっています。

このような中、平成23年の東日本大震災では、65歳以上の高齢者が犠牲者の6割を占めたほか、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上がるなど、健常者と比べてより多くの方が犠牲になったことが明らかになりました。

また、このような被災傾向は、大規模地震のみならず近年の河川氾濫や土砂災害などでも共通してみられることから、災害が発生した際に自力で避難することが困難な方々に対して、どのように実効性のある避難支援を行うのが、改めて重要な課題として問われています。

これらの教訓を踏まえて、国が平成25年6月に災害対策基本法を改正し、災害時要援護者への対策を全面的に見直したことを受け、本市でも法改正に即した大津市避難行動要支援者避難支援プラン（以下、「避難支援プラン」という。）を策定しました。

この避難支援プランは、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制をより確かなものにし、自ら災害に備える「自助」、地域での助け合いによる「共助」及び市の取組である「公助」が連携し、相互に支え合いながら、大規模災害時における地域の安心・安全を強化することを目的とします。

2 位置付け

避難支援プランは、平成25年に災害対策基本法が改正され、新たに避難行動要支援者名簿に関する規定がされたことに伴い、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び県の「災害時要援護者の避難支援対策マニュアル」を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものであり、「大津市地域防災計画」の下位計画として、避難支援に関する事項を具体化したものである。

3 構成

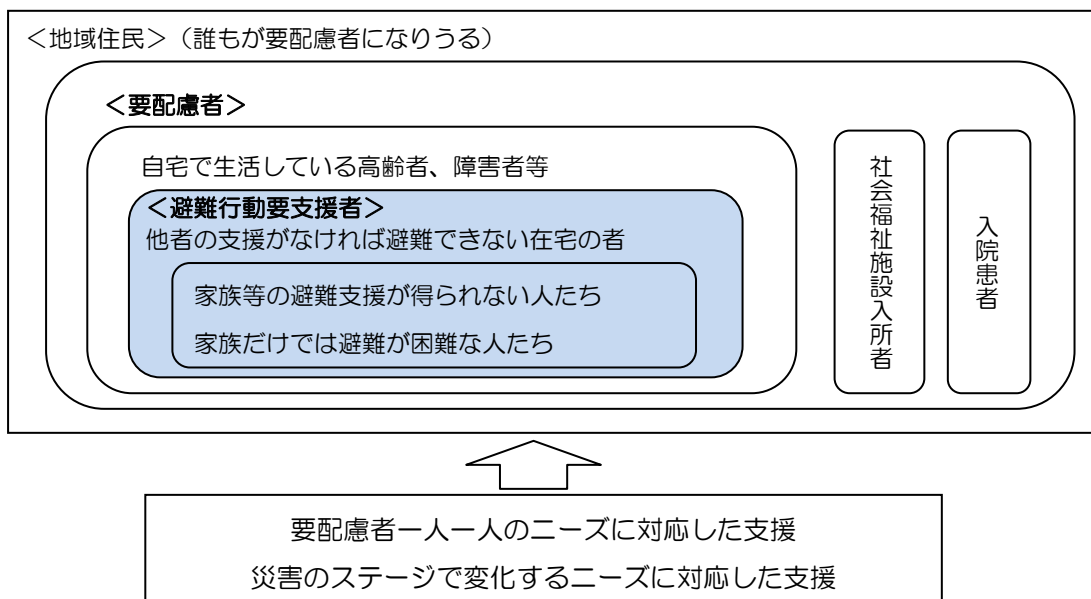
避難支援プランは、避難行動要支援者の避難支援に関する全体的な考え方を示す「全体

計画」と「避難行動要支援者一人一人に対する避難支援計画」（以下「個別計画」という。）で構成するが、個別計画については、地域の特性や実情、個々の避難行動要支援者の状況を踏まえ、作成に向けた取り組みを推進する。

4 避難支援体制の整備方針

避難支援体制の整備は、要配慮者のうち、他者の支援がなければ避難できない在宅の者【避難行動要支援者】について、取り組みを推進するものである。

【地域には様々な要配慮者が住んでいる】



(1) 対象災害・地域

避難支援プランは、風水害、地震等全ての災害（災害対策基本法で定義されている「災害」）を対象とし、対象地域は、市全域とする。

(2) 要配慮者の範囲

避難支援プランにおける要配慮者とは、災害対策基本法第8条第2項第15号に規定されるもので、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する、次のようなハンディキャップのある人たちをいう。

- ① 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知する能力が無い、又は困難である。
- ② 自分の身に危険が差し迫った場合、それを察知しても適切な行動をとることができない、又は困難である。
- ③ 危険を知らせる情報を受け取ることができない、又は困難である。

- ④ 危険を知らせる情報を受け取っても、それに対して適切な行動をとることができない、又は困難である。

具体的には、主に以下のア～コのような人たちを示す。

- ア 高齢者・・・一人暮らし、身体的機能低下、精神的機能低下など
- イ 身体障害者・・・視覚障害、聴覚障害・平衡機能障害、肢体不自由、内部障害など
- ウ 知的障害者
- エ 精神障害者
- オ 発達障害者
- カ 常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
- キ 日本語の理解が困難な外国人
- ク 乳幼児
- ケ 妊産婦
- コ 上記以外で災害時に何らかの配慮が必要である者

(3) 避難行動要支援者の範囲

避難支援プランにおける避難行動要支援者とは、以下に規定する者で在宅の者とする。

対 象 者		
ア	要介護認定者	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
イ	身体障害者	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者
ウ	知的障害者	「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知)に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知)に規定する程度区分のうちA1・A2の判定を受けている者
エ	難病患者	小児慢性特定疾病及び特定医療費(指定難病)受給者のうち、寝たきりの者及び「人工呼吸器」「吸引器」「酸素濃縮器」を利用している者
オ	民生委員児童委員が避難行動に支援が必要と判断した者	民生委員児童委員が把握している高齢者等のうち避難行動に支援が必要と判断した者
カ	前アからオに準じる状態にある者	上記に該当しないが、要配慮者であり避難行動要支援者名簿に記載を希望するもので、市長が認めるもの。

※社会福祉施設等へ入所・医療機関等へ長期入院している者は原則として対象としない。

(4) 避難支援等関係者となる者

消防機関、警察、地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」という。）、学区社会福祉協議会（以下、「学区社協」という。）、自主防災会や自治連合会、自治会（以下、「自主防災組織」という。）、その他地域に根差した団体で、より多くの支援を確保するため、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得るよう努める。

(5) 災害発生時の特徴的なニーズ

避難行動要支援者への支援及び個別計画の策定にあたっては、その特徴的なニーズを把握しておく必要がある。〔参考資料1〕

5 推進体制

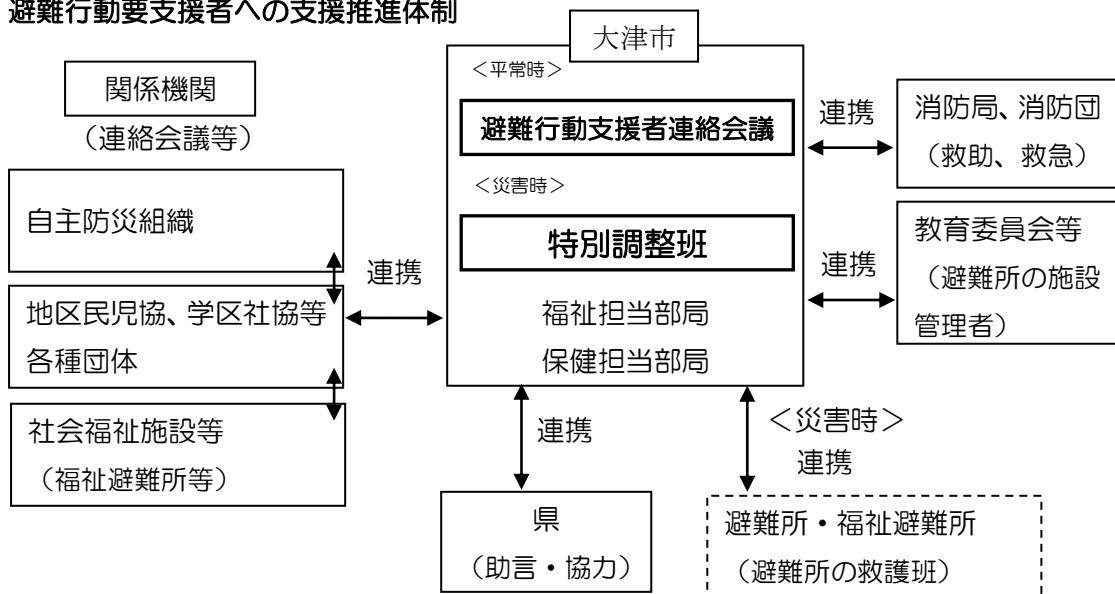
避難行動要支援者への支援は、地域（近隣）の共助が大きな役割を担うことから、自主防災組織・地区民児協・学区社協等が連携し、本人・家族・地域ぐるみで取り組むことが求められる。

市においては、平常時は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、防災担当部局、福祉担当部局及び保健担当部局等で構成する避難行動支援者連絡会議を設置する。

避難行動支援者連絡会議は、関係機関と連携し、避難行動要支援者の避難支援対策を推進する。

災害時は、市災害対策本部において特別調整班を設置し、災害対策本部全体として一貫した災害対策活動が実施できるよう調整する。

避難行動要支援者への支援推進体制



6 関係機関等の役割

(1) 市の役割 ※担当課については〔参考資料2〕

① 市福祉担当部局、保健担当部局の役割

<平常時>

- ア 避難行動支援者連絡会議への参画
- イ 避難行動要支援者の把握
- ウ 高齢者や障害のある人等の要配慮者に関する各種情報に基づき作成する避難行動要支援者名簿の作成及び提供
- エ 個別計画作成についての広報及び同意の働きかけ
- オ 自主防災組織、地区民児協等と連携した避難行動要支援者の把握と個別計画作成支援
- カ 福祉避難所の運営体制の確保
- キ 避難行動要支援者の避難支援訓練の実施に向けた支援
- ク 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

<災害時>

- ア 災害対策本部の特別調整班の運営
- イ 避難行動要支援者の避難・安否確認の状況把握
- ウ 避難所の救護班との連携した避難行動要支援者支援
- エ 福祉避難所の運営

② 市防災担当部局の役割

<平常時>

- ア 避難行動支援者連絡会議の設置
- イ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- ウ 個別計画作成についての広報等
- エ 避難行動要支援者への避難支援方法等の普及啓発
- オ 福祉避難所の指定

<災害時>

- ア 避難準備情報等の発令・伝達
- イ 避難所の開設
- ウ 災害対策本部事務局に特別調整班を設置

③ 市市民部局（各市民センター）の役割

<平常時>

- ア 避難行動要支援者名簿の保管
- イ 避難所の施設管理者として、要配慮者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認

＜災害時＞

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達
- イ 要配慮者支援に関する避難所管理上の調整
- ウ 避難行動要支援者名簿の共有
- エ 各避難所における避難者情報の回収及び整理

④ 市避難所所管課の役割

＜平常時＞

- ア 避難所・福祉避難所の施設管理者として、要配慮者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認
- イ 避難所の要配慮者支援に関する訓練・研修への協力

＜災害時＞

- ア 要配慮者支援に関する避難所管理上の調整

⑤ 市消防局、消防団の役割

＜平常時＞

- ア 避難行動支援者連絡会議への参画
- イ 避難行動要支援者の避難支援体制整備への協力
- ウ 避難行動要支援者支援に関する訓練、研修への協力
- エ 避難行動要支援者名簿の共有・保管

＜災害時＞

- ア 被災者の安否確認、救援・救助
- イ 避難準備情報等の発令時における情報伝達及び避難支援

(2) 自主防災組織、地区民児協、学区社協等の役割

＜平常時＞

- ア 避難行動要支援者名簿（地域提供用）の共有
- イ 避難行動要支援者の把握調査への協力
- ウ 個別計画作成のための同意について、避難行動要支援者への働きかけ
- エ 避難行動要支援者及び市と連携した個別計画の作成支援
- オ 避難行動要支援者及び市と連携した個別計画の変更・修正・削除

＜災害時＞

- ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達
- イ 避難行動要支援者への避難支援と安否確認への協力

(3) 社会福祉施設、福祉サービス事業者等の役割

＜平常時＞

- ア 在宅の避難行動要支援者の個別計画作成のための同意への協力
- イ 在宅の避難行動要支援者の情報の変更・修正に関する市への情報提供
- ウ 在宅の避難行動要支援者の避難支援（移動手段）への協力
- エ 避難先（福祉避難所）としての避難体制への協力
- オ 避難行動要支援者及び市と連携した個別計画の作成支援
- カ 避難行動要支援者及び市と連携した個別計画の変更・修正・削除

<災害時>

- ア 要配慮者の受入の協力

第2章 避難行動要支援者情報の把握・共有

1 避難行動要支援者の把握

(1) 市での情報の集約

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局や地区民児協等で把握している高齢者や障害者等の情報を集約するよう努める。

(2) 県等からの情報の取得

市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、県知事その他の者に対して、積極的に必要な情報の取得に努める。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、把握している高齢者や障害者等に関する各種情報に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は、以下の目的に限定し使用する。

- ア 避難行動要支援者の把握調査及び個別計画作成促進
- イ 災害時の避難支援及び安否確認

(2) 避難行動要支援者名簿の種類

避難行動要支援者名簿は、以下の2種類とする。

- ア 避難行動要支援者名簿
- イ 避難行動要支援者名簿（地域提供用） ※（同意を得た対象者の名簿）

(3) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

第1章4（3）で規定する避難行動要支援者について名簿を作成するものとする。

(4) 情報収集方法

福祉担当部局及び保健担当部局は、以下の台帳等に登載されている情報を名簿作成のために利用する。

- ア 要介護・要支援認定情報
- イ 身体障害者手帳交付台帳
- ウ 療育手帳交付台帳

- エ 特定医療費（指定難病）新規・更新時医療受給者台帳
- オ 小児慢性特定疾病医療登録者名簿
- カ 民生委員の見守り活動等による情報

(5) 記載する内容

名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式は別に定める。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先（FAX 番号、携帯電話番号、メールアドレス等）
自宅外の緊急連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ 支援者の有無
- ク 個別計画作成の有無
- ケ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 避難行動要支援者名簿の提供、管理

(1) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援体制を整備するため、平常時から地域（避難支援等関係者）に名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、大津市個人情報保護条例第12条に加えて、別途定める「避難行動要支援者名簿（地域提供用）の提供について」に基づき、避難支援等関係者に名簿を提供する。

(2) 避難行動要支援者名簿提供の目的

避難行動要支援者名簿（地域提供用）は、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくことを目的として平常時から避難支援等関係者に提供する。

(3) 避難行動要支援者名簿（地域提供用）の提供先

同意を得られた避難行動要支援者名簿（地域提供用）の提供先は以下のとおりとする。

- ア 自主防災組織
- イ 学区社会福祉協議会
- ウ 地区民生委員児童委員協議会
- エ 提供を希望する避難支援等関係者の団体

(4) 避難行動要支援者名簿の適正管理

避難行動要支援者名簿の原本は福祉政策課が保管し、各学区の対象者名簿については、各市民センターに保管しておくものとする。

避難行動要支援者名簿（地域提供用）の原本は長寿政策課、副本は当該名簿の提供を受けた者が保管する。

名簿は、避難行動要支援者の把握調査及び個別計画作成促進、災害時の避難支援及び安否確認にのみ利用できる。

また、名簿の提供を受ける側の情報保護対策の確保が不可欠であるため、名簿を保管する団体の代表者は個人情報保護について誓約書を提出するなど、守秘義務を遵守するものとする。また、情報共有者は、避難行動要支援者名簿を電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管するなど、情報の適正管理を徹底する。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、年2回の更新を行う。

避難行動要支援者名簿（地域提供用）は、随時更新を行う。

第3章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難支援の実施体制

(1) 市における避難支援体制

市は、避難行動要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等、市の体制を整備する。

また、市は、災害時に、避難行動支援者連絡会議を構成する部局を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で避難行動要支援者に対する避難支援体制を整えるとともに、特別調整班を設置し災害対策本部全体として一貫した災害対策活動を実施し、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制（自治会等に参加していない住民を含めた声かけ）

避難支援等関係者は、災害発生時に、個別計画に基づく支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは他の避難支援等関係者や自主防災組織等へ連絡するものとする。また、これらの支援が実施できないときは、市へ支援要請する。

市は、消防団、自主防災組織、地区民児協、学区社協等の各団体に対し、平常時より、自治会に参加していない住民も含めた声かけ・見守り活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりにより、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるよう要請し、各団体は連携し避難支援体制の構築に努める。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制

社会福祉施設等の協定事業所は、市から提供される防災情報等に基づき、事前に、要配慮者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、災害時には施設の安全確認を実施し、市からの要請があれば要配慮者の受入れや移動支援について協力する。

また、市と協定を結んでいない社会福祉施設等は、平常時から協定を結ぶなど、あらかじめ市と連携して避難支援に取り組む。

2 情報伝達体制の整備

(1) 避難行動要支援者への情報伝達

市は、ファクシミリ、電子メール、SNS、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、避難行動要支援者へ避難勧告等の防災情報を提供する。

また、発令された避難勧告等が要配慮者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

<情報伝達手段>

ア ファクシミリの活用

イ 緊急速報メール、エリアメール、大津市防災メール等の活用

- ウ ホームページ、Facebook、twitter等SNSの活用
- エ 放送事業者への情報提供
- オ 広報車・消防団等による広報

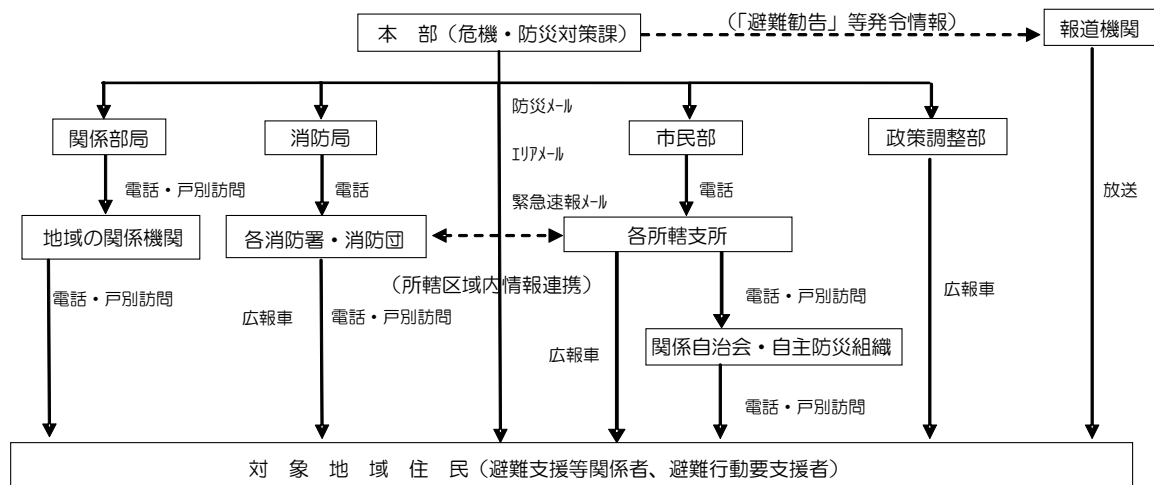
(2) 避難支援等関係者への情報伝達

市は、様々な情報伝達手段や地域ぐるみの情報伝達体制を使って地域住民に情報を伝達することにより、避難支援等関係者へ避難勧告等の防災情報を伝達する。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

市は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が避難行動要支援者支援体制を速やかに整えられるよう、避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、避難行動要支援者支援体制の確保に努める。

避難行動要支援者避難支援の情報伝達イメージ（地域防災計画より）



三段階の避難勧告等一覧（地域防災計画より）

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ・浸水が始まった場合には、2階以上への屋内避難
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 ・浸水が始まった場合には、2階以上への屋内避難

3 避難行動要支援者の避難支援方法等の普及

市は、自主防災組織、地区民児協、学区社協、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、地域住民等に対し、避難行動要支援者情報の収集・共有や避難支援プランの必要性、管理方法、避難行動要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

4 避難支援訓練の実施

市及び避難行動要支援者の避難支援に関係する機関はお互いに協力・連携し、地域防災訓練等において避難行動要支援者の避難訓練を実施支援する。

5 安否確認情報の収集体制

(1) 避難行動要支援者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない避難行動要支援者も多いことから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しい側面がある。このため、市は名簿提供団体からの情報を収集するとともに、窓口を設けるなど出来る限り避難行動要支援者の安否情報を収集するよう努める。

(2) 避難支援者等からの報告

避難支援者及び避難者は、避難行動要支援者を避難先へ移送した場合や避難行動要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、避難所又は市窓口に報告するものとする。

6 避難支援等関係者の安全確保

(1) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援について、名簿情報に基づいて行う。

また、避難支援については、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(2) 避難支援等関係者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行

動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

7 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

(1) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。そのため、市は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができる。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、市は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意する。

(2) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

(3) 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、市が講ずる措置例の他、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずる。

8 避難場所及び避難経路

(1) 避難行動要支援者の避難場所

市は、避難場所の指定にあつては、土砂災害危険箇所や浸水想定区域等、災害時の危険箇所を十分考慮するとともに、関係機関と協議して、適切な指定に努める。

また、避難行動要支援者の避難場所の選定にあつては、避難行動要支援者と避難支援者が、十分協議しておく。

(2) 避難場所までの避難路の整備

市は、避難路の整備に努めるものとする。

また、避難経路の選定にあつては、土砂災害や浸水等が予測される危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

9 避難後の避難行動要支援者への対応

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要がある。そのため、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の避難行動要支援者の支援を行う必要がある。

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ検討し、避難行動要支援者の引継ぎを行うことが適切である。

その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう引継ぐことが適切である。

(2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、あらかじめ移送事業者と避難行動要支援者の移送について手段を決めておくことが適切である。

発災後は、避難行動要支援者の移送の責任者となった者が中心となって、避難場所から避難行動要支援者を移送することが適切である。

第4章 避難行動要支援者の個別計画の作成

1 個別計画の作成

(1) 個別計画作成にあたって

さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項として、平常時より、避難行動要支援者に対する個別の避難計画（以下、個別計画という。）の策定が重要である。避難行動要支援者は、自身の個別計画の作成に努め、「避難行動要支援者名簿（地域提供用）に関する協定書」を市と取り交わした団体や自主防災組織、地区民児協、学区社協、福祉事業者等は、個別計画の作成に向けて、避難行動要支援者と避難支援者の打合せの調整、避難支援者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力や連携を行う。また、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の作成支援に努める。

また、平常時から避難行動要支援者と避難支援者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せるよう、避難支援等関係者に協力を求める。

(2) 個別計画の内容

個別計画の作成にあたっては、避難行動要支援者本人が参加して避難支援者、避難所、避難方法等について確認する。

個別計画には、避難行動要支援者名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記載するものとする。

ア 避難支援者

発災時に避難支援を行う者は、避難支援を迅速に行えるよう、できるだけ身近な者から複数選定する。また、長期にわたり支援者を引き受けられる人を選定する。

近隣で避難支援者を選定することが困難な場合は、様々な機関と連携を図り、身近な者から順に避難支援者を選定するとともに、選定された避難支援者は、避難行動要支援者との信頼関係の醸成に努めるものとする。

イ 避難支援を行うに当たっての留意事項

自力歩行が困難で車イスが必要、聴覚障害があるため文字による情報伝達が必要であるなどの避難行動要支援者の状態や移動に必要な手段など、避難行動における留意事項を明記する。

ウ 避難場所、避難所、避難経路

避難場所及び避難所をあらかじめ把握しておく。また、避難経路の選定にあたっては、土砂災害や浸水等が予測される危険な箇所を避け、避難行動要支援者の避難・搬送形態を

考慮した浸水時にも機能する避難経路を優先的に複数選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

エ 情報伝達、連絡先

誰からどのような手段で情報が伝えられるか、本人が不在で連絡が取れない時の対応等、情報伝達経路や伝達手段等を明記する。

2 個別計画の共有、管理

(1) 個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は、本人・家族が保管し、副本は、避難支援者、名簿共有団体及び市が共有する。また、消防署、身体障害者相談員やケアマネージャーなど本人が希望した者も情報を共有できるものとする。

(2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用してはならない。

また、個別計画を保管する者は、保管に当たり、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう、電子データで保管する場合はパスワードで管理し、紙媒体で保管する場合は施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

3 個別計画の確認

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について随時確認するものとする。

また、内容に変更がある場合、保有する個別計画を修正するとともに、名簿共有団体等の情報共有者に連絡し、個別計画を正しい情報に更新する。

第5章 避難所等における支援体制

1 避難所等における要配慮者支援体制

避難所等における支援体制は、避難行動要支援者のみならず、要配慮者全体を考慮した支援体制を推進する。

(1) 開設の周知

市は、防災情報に基づき、早期に避難所の開設を行う。

開設にあたっては、テレビ、インターネット、携帯メール等様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 避難所との連携

市は、特別調整班（要配慮者支援）が中心となり、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力により各避難所に設置される救護班と連携し、避難所において必要となる要配慮者支援に関する相談や要配慮者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

(3) 支援体制の確認

避難行動支援者連絡会議及び避難所の施設管理者は、平常時から、要配慮者への確実な情報伝達や物資の提供方法等について確認するとともに、避難所における要配慮者支援に関する地域住民の理解を深めるため、避難所設置について関係者による訓練・研修を実施し、避難所における要配慮者のニーズや対応可能な人的・物的資源等の状況を把握する。

避難行動支援者連絡会議は、平常時から、自主防災組織や福祉関係者、避難支援等関係者の協力を得て、各避難所において救護班に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、自主防災組織、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要配慮者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

(4) 対象者別に配慮した対応

避難所の救護班は、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じて優先順位をつけて避難所のスペース、支援物資等の割り当てを行うとともに、要配慮者が少しでも過ごしやすい環境をつくるため、福祉スペースや福祉避難室を設置し、避難所の環境整備を行う。

また、他の避難者に対してそれらの対応への理解を求め、必要であれば名札等で要配慮者であることを明示することを検討する。〔参考資料1〕

2 福祉避難所

(1) 福祉避難所の指定

市は、通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のための避難所として、施設がバリ

アフリー化されている等、要配慮者の利用に適している施設等を、予め福祉避難所として指定する。

(2) 福祉避難所の確保

市は、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(3) 設置・運営等

市は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等福祉避難所の設置・運営訓練を実施する。

その他、福祉避難所の設置・開設・運営体制等については、国の「福祉避難所の確保・運営に関するガイドライン（平成28年4月）」、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月）」及び県の「災害時要配慮者の避難支援対策マニュアル（平成25年3月改訂）」を参考とし、推進を図るものとする。

3 在宅避難者等への対応

(1) 在宅避難者等の把握

指定避難所以外の場所に避難した避難行動要支援者（以下、在宅避難者等と言う）の情報は、本人・家族または避難支援等関係者により、避難所または市の窓口へ速やかに報告する。

市は、報告された情報により、在宅避難者等の所在を把握し、対応を検討する。

(2) 避難環境への配慮

市は、在宅避難者等の2次被害を防ぐため、在宅避難者等の状況把握に努め、その生活環境への配慮に努めるとともに、心身の健康管理に努める。

〔参考資料1〕

要配慮者の特徴

この資料は、要配慮者の種別ごとに、それぞれの特徴と配慮事項を記載しているが、あくまで一般的な事項を参考として示したものであり、これらが全て個々の要配慮者に当てはまるものではないので、注意が必要である。

避難支援の際の具体的な留意事項は要配慮者一人ひとりで異なるので、個別計画を作成する際に確認しておくことが重要である。

○ 一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者

特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合がある。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速かつ直接的な情報伝達が必要
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保する。 ・トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ・日頃使用している薬を確認する。 ・おむつをしている方のために、おむつ交換の場所を別に設ける。

○ 認知症の高齢者

特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で判断し、行動することが困難な場合がある。 ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等、本人を安心させ、落ち着かせるようにする。必ず誰かが付き添い、手を引くなどして移動させる（一人にはしない。）。 ・災害の不安から大声や奇声をあげたり、異常な行動をしても、叱ったりしない。 ・激しい興奮状態が続くような時は、家族等身内が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにする。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の高齢者は、急激な生活環境の変化で精神症状や行動障害が出現しやすく、認知症も進行しやすいので、きめ細やかなケアを行い、精神的な安定を図る。 ・徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも声をかけてもらうよう頼んでおく。

○ 視覚障害者

特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難 ・ 日常の生活圏外では、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声による情報伝達及び状況説明が必要
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の生活圏であっても災害時には認知地図が使用不能となる場合がある。 ・ 白杖を持たない方の手で支援者の肘の上を掴んでもらい、歩行速度に気をつけながらゆっくり歩く。このとき白杖や腕を掴んだり、後ろから押ししたりしない。 ・ 段のある所では、段の手前で立ち止まり、段が上がるのか下がるのか伝える。段が終わったら立ち止まり、段の終わりを伝える。 ・ 盲導犬を伴っている方に対しては、方向を説明し、直接盲導犬を引いたり、さわったりしない。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。 ・ 視覚障害のある人には、構内放送・拡声器などにより音声情報を繰り返し流したり、拡大文字や点字による情報の提供に努める。また、携帯ラジオ等を配布する。 ・ ガイドヘルパー等の配置に努める。 ・ 白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 ・ 仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。

○ 聴覚障害者

特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声による情報が伝わらない（視覚外の異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。）。 ・ 必ずしも手話ができるわけではない。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正面から口を大きく動かして話す。 ・ 文字や絵を組み合わせて情報を伝える。 ・ 盲ろう通訳・介助員、手話通訳者及び要約筆記者を避難所等に派遣する。 ・ 掲示板、ファクシミリ、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字放送用テレビを避難所に設置することに努める。
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話、筆談、身振り等で状況説明を行い、避難所等へ誘導する。
避難所での留意点	

<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害のある方には、広報紙や広報掲示板、電光掲示板、見えるラジオ、文字放送用テレビ、FAX等を活用する他、音声による連絡は必ず文字でも 掲示したり、手話通訳者、要約筆記者の配置に努める。また、できるだけ分かりやすい言葉を使い、漢字にはルビをふるよう配慮する。 ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 ・手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るよう配慮する。

○ 肢体に不自由がある方

特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等が、確保できない場合には、おぶいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 （車イスを使用する場合） ・段差を越えるときは、押す人の足元にあるステップバーを踏み、車イスの前輪をあげ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて、静かに段差に乗せてから押し進める。上るときは車イスを前向きに、下るときは車イスを後ろ向きにするのが安全である。 ・緩やかな坂は車イスを前向きにして下りるが、急な坂は車イスを後ろ向きにし、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。 ・階段を避難するときは、2人から3人で車イスを持ち上げてゆっくり移動する。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・車イスが通れる通路を確保する。 ・できるだけ出入り口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。 ・身体機能に合った、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。 ・車イス等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。

○ 内臓機能・免疫機能に障害のある方、難病患者

特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車イス等の補助具が必要 ・医薬品や医療機器を携行する必要があるため、医療機関や医療機器取扱業者等による支援が必要
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要

避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> • 常時使用している医療機器（機器によっては、電気、酸素ボンベが必要。）を確保するとともに、医薬品を携帯する。 • 自力で避難することが困難な場合には、車イスやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、おびいひもでおぶったり、毛布等で作った応急担架等により避難させる。 • 必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・搬送する。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> • 特殊な薬剤や、食事制限等疾患に関する必要な情報を確認することが必要 • 医薬品や衛生材料の確保が必要 • 医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施 • 避難所では、ケアのできるスペースの確保が必要

○ 知的障害者

特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> • 急激な環境の変化に順応しにくい。 • 緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動揺が見られる場合がある。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> • 具体的に、わかりやすく情報を伝える。 • 絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。 • 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> • 努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにする。 • 必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない。）。 • 災害の不安から大声や奇声をあげたり異常な行動をしても、叱ったりしない。 • 救出の際に思いもよらない行動をすることや、座り込んでしまうことなどが考えられる。 • 発作がある場合、主治医もしくは最寄りの医療機関等へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> • 環境の変化を理解できず気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。 • 周囲とコミュニケーションが十分にとれずトラブルの原因になったり、環境の変化のため精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保するなどの配慮が必要

○ 精神障害者

特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・服薬を継続することが必要であるため、自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。 ・疾患によっては幻覚や妄想等がある。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要 ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・努めて冷静な態度で接し、簡単に状況を説明する等本人を安心させ、冷静さを保つようにする。 ・必ず誰かが付き添い手を引くなどして移動させる（一人にはしない。）。 ・強い不安や症状悪化がみられる場合は、主治医もしくは最寄りの医療機関または保健所へ相談し指示を受ける。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連絡体制の確保が必要 ・精神障害のある人の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるので、この点に配慮した支援も必要 ・精神障害のある人の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動やなじんでいた人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら、いかに早く回復させるかということが必要 ・「神経」とか「精神」という言葉は使用しない。 ・話はじっくり聴く。 ・他人の目を気にしないで服薬できる場所を工夫する。 ・睡眠が十分取れるように配慮する。 ・現実離れした訴え（幻覚・妄想）も受け止める。

○ 発達障害者

特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・知的発達に遅れのある方もいれば、知的発達に遅れない方もいる。 ・知的障害の有無に関わらず、発達障害自体の障害特性から、コミュニケーション能力、特に言葉のやり取りが難しいため、自分の気持ちや困りごとを相手に伝えたり、相手の気持ちやその場の雰囲気を理解し他者と協調して行動すること、状況の変化に合わせて臨機応変に行動することが苦手である。 ・感覚過敏を持つ人が多い。多くの人々が不快感を生じない特定の音や匂い、触感などが大変苦手なことがあり、不適応行動を起こしやすい。 ・災害発生等急激な環境の変化には順応しにくく、精神的な動揺が生じやすい。

情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> • 短い言葉で具体的に、ゆっくりと分かりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 • 言葉による説明だけでは理解しにくいことも多いので、絵、図、文字等を組み合わせ、視覚的な工夫を併用すると理解を得やすい。 • 現状認識が不十分なまま先の見通しが見つからないことで不安が増幅されるため、曖昧な表現は避け、「こうすれば大丈夫。」ということを具体的に伝える。
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> • 短い言葉で具体的に、ゆっくりと分かりやすく、冷静な態度で情報を伝える。 • 全体指示とは別に、個別に小声で傍に寄り添って伝える方法が有効である。 • 災害の不安からパニックを生じやすいので、単独行動にならないよう配慮する。誘導する際は、あらかじめ支援者であること告げ、急に腕を引っ張ったり、後ろから肩を叩いたりして驚かせることのないよう注意する。 • 大声や奇声をあげたり異常な行動をしても叱らず、冷静に制止する。 • 大きなパニックが生じた場合等は、対応に慣れた家族や医師等の指示を受ける。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> • 災害発生後の急激な環境の変化（対人関係を含む。）を理解できずに、精神的な動揺を生じてパニックが生じた場合は、周囲から離れて気持ちが落ち着ける環境の提供が必要である（刺激の少ない空間が用意できるとよい。例えば、避難所内に間仕切りを設置したり、避難所外に個室スペースを用意するなど。）。 • 現状を認識し先の見通しがつくと気持ちが安定し、スムーズに行動できるので、集団生活のルールや一日の流れを図や表にして貼るなど、視覚的工夫が有効である。 • 場合によっては、早期に二次避難場所等への移動を考慮する。 • 医療機関との連絡体制の確保が必要

○ 日本語の理解が困難な外国人

特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> • 日本語での情報が十分に理解できないため、避難や避難生活に支障をきたすおそれがある。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> • わかりやすい日本語や外国語による情報提供や支援者への情報提供が必要
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> • 外国語の理解できる支援者の確保が必要
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> • 多言語による情報提供や外国語の理解できる支援者の確保が必要 • 宗教、風俗、慣習等への配慮が必要

○ 乳幼児・児童

特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・危険を判断し、行動する能力がない。 ・時間帯によっては保護者がいない児童がいる。
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者とともに避難する。
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 ・夜泣き、吃音、不眠などの症状に留意し、精神的安定が図られるよう配慮する。 ・乳児に対しては、ミルク用の湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手だての確保に留意する。 ・被災による精神的な後遺症が強く残るおそれがあり、心のケアが特に必要 ・保護者不在時の一時的な保育が必要

○ 妊産婦

特徴	
	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 ・過重な身体への負担を避けることが必要
情報伝達の配慮事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族、支援者への迅速な情報伝達が必要
避難誘導時の留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導を支援してくれる人の確保が必要
避難所での留意点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難生活で防音や衛生面での思いやりや心配りが必要 ・身体の状況に合わせて休養や保温などの確保が必要

〔参考資料2〕

市の役割に伴う担当課

① 市福祉担当部局、保健担当部局の役割

＜平常時＞	
役割	担当課
ア 避難行動支援者連絡会議への参画	福祉子ども部福祉政策課, 福祉子ども部障害福祉課, 健康保険部長寿政策課, 健康保険部介護保険課, 健康保険部保健所保健予防課, 健康保険部保健所健康推進課
イ 避難行動要支援者の把握	福祉子ども部福祉政策課, 福祉子ども部障害福祉課, 健康保険部長寿政策課, 健康保険部介護保険課, 健康保険部保健所保健予防課, 健康保険部保健所健康推進課,
ウ 高齢者や障害のある人等の要配慮者に関する各種情報に基づき作成する避難行動要支援者名簿の作成及び提供	福祉子ども部福祉政策課, 健康保険部長寿政策課
エ 個別計画作成についての広報及び同意の働きかけ	福祉子ども部福祉政策課, 福祉子ども部障害福祉課, 健康保険部長寿政策課, 健康保険部介護保険課, 健康保険部保健所保健予防課, 健康保険部保健所健康推進課
オ 自主防災組織、民生委員等と連携した避難行動要支援者の把握と個別計画の作成支援	福祉子ども部福祉政策課, 福祉子ども部障害福祉課, 健康保険部長寿政策課, 健康保険部介護保険課, 健康保険部保健所保健予防課, 健康保険部保健所健康推進課
カ 福祉避難所の運営体制の確保	福祉子ども部福祉政策課, 健康保険部長寿政策課
キ 避難行動要支援者の避難支援訓練の実施に向けた支援	福祉子ども部福祉政策課, 福祉子ども部障害福祉課, 健康保険部長寿政策課, 健康保険部介護保険課, 健康保険部保健所保健予防課, 健康保険部保健所健康推進課
ク 避難行動要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発	福祉子ども部福祉政策課, 福祉子ども部障害福祉課, 健康保険部長寿政策課, 健康保険部介護保険課, 健康保険部保健所保健予防課, 健康保険部保健所健康推進課
＜災害時＞	
役割	担当課
ア 災害対策本部の特別調整班の運営	特別調整班（福祉子ども部福祉政策課, 健康保険部長寿政策課）
イ 避難行動要支援者の避難・安否確認の状況把握	特別調整班（福祉子ども部福祉政策課, 健康保険部長寿政策課）
ウ 避難所の救護班との連携した避難行動要支援者支援	特別調整班（福祉子ども部福祉政策課, 健康保険部長寿政策課）
エ 福祉避難所の運営	特別調整班（福祉子ども部福祉政策課, 健康保険部長寿政策課）

① 市防災担当部局の役割

＜平常時＞	
役割	担当課

ア 避難行動支援者連絡会議の設置	総務部危機・防災対策課
イ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備	総務部危機・防災対策課
ウ 個別計画作成についての広報等	総務部危機・防災対策課
エ 避難行動要支援者への避難支援方法等の普及啓発	総務部危機・防災対策課
オ 福祉避難所の指定	総務部危機・防災対策課
＜災害時＞	
役割	担当課
ア 避難準備情報等の発令・伝達	災害（警戒）対策本部
イ 避難所の開設	災害（警戒）対策本部
ウ 災害対策本部事務局に特別調整班を設置	災害（警戒）対策本部

② 市市民部局（各市民センター）の役割

＜平常時＞	
役割	担当課
ア 避難行動要支援者名簿の保管	各市民センター
イ 避難所の施設管理者として、要配慮者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認	各市民センター
＜災害時＞	
役割	担当課
ア 避難行動要支援者及び避難支援者への避難準備情報等の伝達	初動支所班
イ 要配慮者支援に関する避難所管理上の調整	初動支所班
ウ 避難行動要支援者名簿の共有	初動支所班
エ 各避難所における避難者情報の回収及び整理	初動支所班

③ 市避難所所管課の役割

＜平常時＞	
役割	担当課
ア 避難所・福祉避難所の施設管理者として、要配慮者支援に関する避難所施設の人的・物的資源等の状況確認	避難所所管課
イ 避難所の要配慮者支援に関する訓練・研修への協力	避難所所管課
＜災害時＞	
役割	担当課
ア 要配慮者支援に関する避難所管理上の調整	避難所施設管理課

④ 市消防局、消防団の役割

＜平常時＞	
役割	担当課
ア 避難行動支援者連絡会議への参画	消防局予防課
イ 避難行動要支援者の避難支援体制整備への協力	消防局予防課,消防局警防課,各署

ウ 避難行動要支援者支援に関する訓練、研修への協力	消防局予防課,消防局警防課 ,各署
エ 避難行動要支援者名簿の共有・保管	各署
＜災害時＞	
役割	担当課
ア 被災者の安否確認、救援・救助	各署
イ 避難準備情報等の発令時における情報伝達及び避難支援	各署

個別計画様式

本人情報	フリガナ		性別	
	氏名		生年月日	
	住所			
	連絡先	電話・ファックス	携帯	メールアドレス
	同居家族等			
避難時に配慮しなくてはならない事項	<p>あてはまるものすべてに<input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/>ひとりでは立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/>音が聞こえない（聞き取りにくい）</p> <p><input type="checkbox"/>物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/>言葉や文字の理解がむずかしい</p> <p><input type="checkbox"/>危険なことを判断できない <input type="checkbox"/>顔を見ても知人や家族とわからない</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p> <p style="text-align: center;">※車いすや薬など、避難時に必要な配慮内容を記入</p>			
緊急時の連絡先 ①	フリガナ			
	氏名（団体名）	（続柄）		
	住所			
	連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2：	
緊急時の連絡先 ②	フリガナ			
	氏名（団体名）	（続柄）		
	住所			
	連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2：	
【特記事項】 （普段いる部屋、 寝室の位置） （不在の時の目 印、避難済みの 目印など）				
避難支援者情報	フリガナ			
	氏名 （団体名及び代表者）			
	住所			
	連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2：	
避難支援者情報	フリガナ			
	氏名 （団体名及び代表者）			
	住所			
	連絡先	電話番号1： メールアドレス： その他：	電話番号2：	
避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など				

避難支援等関係者※地域で災害支援に関わってもらえる関係者・連絡するべき関係者				
団体名	代表者又は担当者	電話番号	メールアドレス	備考
		携帯番号		

○この個別計画は、支援者及び自主防災会、自治会、民生・児童委員等の避難支援等関係者と共有します。

○この個別計画に関する情報は、災害時の避難支援活動、安否確認、日頃の見守りなどの支援活動以外の用途に使用することはできません。

○この計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保障するものではなく、また避難支援者及び避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記記載内容に誤りがないことを確認し、個別計画の意義を理解するとともに、避難支援等関係者及び大津市に提供することを了承します。

年 月 日

本人署名 _____

代理人署名 _____

大津市避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)

平成 27 年 3 月作成

平成 29 年 4 月修正

令和 元年 6 月修正

編集発行 大津市総務部危機・防災対策課

〒520-8575

大津市御陵町 3 番 1 号

電話 077-528-2616

FAX 077-523-2202

E-mail : otsu1223@city.otsu.lg.jp